

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第9号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第10条中「含む。以下この条」の次に「及び第24条第1項第3号」を加える。

第18条第1項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは条例第8条の2第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）」に改め、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第3項中「提示」の次に「又は第24条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第20条第3項第1号中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改める。

第22条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第63条を第66条とし、第58条から第62条までを3条ずつ繰り下げる。

第57条第1項中「第45条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第60条とする。

第56条第2項第1号中「第39条第1項第3号又は第4号」を「第42条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第2号中「第44条第2項第2号イ及びロ」を「第47条第2項第2号イ及びロ」に、「第39条第1項第7号」を「第42条第1項第7号」に改め、同項第3号中「第44条第3項」を「第47条第3項」に改め、同条を第59条とし、第55条を第58条とする。

第54条中「第58条」を「第61条」に改め、同条を第57条とする。

第53条第1項第2号中「第40条第2号及び第3号」を「第43条第2号及び第3号」に改め、同条第2項中「第42条」を「第45条」に改め、同条を第56条とする。

第52条第1項第1号中「第44条第3項」を「第47条第3項」に改め、同項第2号中「第39条第1項第3号又は第4号」を「第42条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第7号」を「第42条第1項第7号」に改め、同条を第55条とし、第45条から第51条までを3条ずつ繰り下げる。

第44条第2項第1号中「第39条第1項第3号又は第4号」を「第42条第1項第3号又は第4号」に改め、同項第2号中「第39条第1項第7号」を「第42条第1項第7号」に改め、同条を第47条とし、第40条から第43条までを3条ずつ繰り下げる。

第39条第1項中「第42条」を「第45条」に、「第45条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第42条とし、第38条を第41条とする。

第37条第1項及び第3項中「第35条第1項」を「第38条第1項」に改め、同条を第40条とし、第29条から第36条までを3条ずつ繰り下げる。

第28条第1項中「第25条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第27条第1項中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改め、同条を第30条とする。

第26条第1項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第3号中「第28条第2項に」を「第31条第2項に」に改め、同条第2項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号口中「第24条第4項第1号又は第2号」を「第27条第4項第1号又は第2号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に改め、同条を第29条とし、第25条を第28条とする。

第24条第1項中「第29条」を「第32条」に改め、同条第4項中「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に改め、同項第2号中「及び同号に定める額」を「、同号に定める額及び条例第8条の2第3項第1号に定める額」に改め、同条を第27条とし、第23条の次に次の3条を加える。

第24条 条例第8条の2第3項の市長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事務所の周辺又は第18条第3項の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項の要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

第25条 条例第8条の2第3項の市長が規則で定める職員は、第22条第2号に掲げる職員とする。

第26条 条例第8条の2第3項第1号の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定められた期間に限る。）が2月以上にわたる場合 当該料金の額をわたる月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号に定める額を合計した額

別表中「第43条」を「第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（香芝市

の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和８年条例第４号）による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第３２号）第８条の２第３項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第１８条第１項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（香芝市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

3 香芝市職員の育児休業等に関する規則（平成４年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２号中「第３９条第１項第３号又は第４号」を「第４２条第１項第３号又は第４号」に改め、同条第３号中「第４４条第３項」を「第４７条第３項」に改める。